非常時の引き渡し等の対応について

（2020.7. 1Ver）

地震，台風，不審者等，非常時の対応について，子供たちには機会をとらえて指導しています。また，防災教育等の取組を通して，発災時に自分と周りの人の命を守るための行動の仕方について，具体的に考えさせるようにしています。

万が一に備え，発災時の学校の基本的な対応について保護者の皆様にも知っておいていただくことが，児童の安全確保には欠かせません。今日的な課題として，様々な事象等に対応する必要が生じている状況もございます。このマニュアル等をもとにしていただき，ご家庭でも発災時の対応について話し合うなど，確認をお願いいたします。

◆非常事態になり，連絡が取れない場合の対応

・電話がつながらず，通話ができない。 ・一斉メール配信は，メールが届きにくい，または届かず機能しない。 ・停電のため，学校の Web ページを見ることができない。　　など

↓

学校からの連絡がなくても保護者の方は安全確認の上，学校にお越しください。状況によって引き渡しになります。

◆災害が発生し，引き渡しになる場合の対応

【引き渡しになる目安】

・地　震：仙台市泉区が震度５強以上で，道路や地域の安全が確認された場合です。

・風水害：通学路に危険な箇所が点在している場合です。

※被害状況によって変わります。

◇お子様を引受ける方について

学校では，安全確保の観点から，「引き渡しカード記入票」に予めご登録いただいている方（保護者，家人：保護者に依頼されている大人）にのみ，児童を引き渡します。

◇引き渡しの手順

① 児童は，校庭等で待機します。（※ 待機場所は状況によりが変わります。）

② 担任が児童の引き渡しを行います。

・引き受ける方を「引き渡しカード記入票」で確認しながら児童を引き渡します。

・時間までに引き渡しができない場合は，それ以降，お子様は，避難所：本校体育館で待機させます。（※引き取りに来られるまで学校に待機させることになります。）

◇一斉メール配信を行います。

◇災害時の１７１伝言ダイヤルの活用「 １７１ → ２ → ０２２-３７２-７５３０ 」

・学校からのメッセージを聞くことができるように手配を進めます。